

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を高め、法令を誠実に遵守し、経営の効率化と適法性を確保するために、コーポレート・ガバナンス体制の構築を充実させることが、経営上の最重要課題の一つであると考えております。
 このため、経営管理体制の整備および透明性の向上、監査機能の強化および内部統制システムの充実、IR活動による情報開示の拡充などにより当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応える環境を整備することに努めております。

(1) 会社の機関

当社は、取締役会・監査役会・会計監査人を設置しております。

取締役会は取締役4名、社外取締役1名の合計5名で構成され、原則毎月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項などについて業務執行の決定および職務執行を行います。

監査役会は常勤1名、非常勤2名の合計3名で構成されており、いずれも社外監査役が執行しております。毎月1回定時監査役会を開催するほか、取締役会への出席をはじめ経営に携わる重要な会議に出席し、経営トップと積極的な意見交換を実行するとともに会社の業務および財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(2) リスク管理体制の整備

当社グループの業務には、さまざまなリスクが伴っております。これらのリスクを未然防止し、また発生後の速やかな対応を図るため、リスク管理体制の整備に取り組んでおります。

その一環として、当社では、法令順守に関して基本事項をまとめた「企業行動憲章」を制定するとともに、役員、社員の研修を通じてその遵守を図っており、また個人情報に関しては、「個人情報保護方針」を制定し、機密情報の保護と管理・保全の充実に努めております。さらに、内部通報制度を設けて、社内外における通報リスクの緩和、危機発生における未然防止および危機発生時の損傷を最小限に抑えるなどの施策を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
大久保 利次郎	453,550	7.86
大久保 國子	281,810	4.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	210,200	3.64
第一生命保険相互会社	200,200	3.47
大久保 尚武	190,076	3.29
大久保 芳枝	156,952	2.72
大久保 有希	109,296	1.89
藤代 弘	100,000	1.73
日本証券金融株式会社	86,800	1.50
山田 忠雄	76,200	1.32

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	電気機器
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主に関する事項については該当事項がないため、特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
青井 倫一	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
青井 倫一	独立役員に指定しております	一般企業において会社経営に関与した経験はないものの、大学院経営管理研究科教授として長年研究に打ち込まれ、また大学院併設ビジネススクールの校長を務められるなど、経営に関して卓越した学識をお持ちであり、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考えております。 さらに当社買収防衛策における独立委員会委員の就任に対しても前向きに承認いただいております。 同氏は独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため、独立役員として適任であると判断しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役の取締役会出席状況(2010年3月期:開催回数19回)
 山中英嗣(3/3…100%)・平成21年6月24日開催の定時株主総会で退任
 竹本雅英(11/16…69%)・平成21年6月24日開催の定時株主総会より選任

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人とは、年2回の定例会合のほか、必要に応じて会計監査人の会計監査に立会うなど、随時意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社長直属の内部監査室が監査計画に基づき内部監査を実施しております。実施結果は監査役にも報告し、情報の共有、監査状況の把握、品質の向上を図っております。また、監査役は地方および子会社等の内部監査に同行するなど、連携を深め有効性のある監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
後藤 人三	他の会社の出身者									○
臼田 浩義	他の会社の出身者				○					○
福村 久夫	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
後藤 人三	・独立役員に指定しております	証券業界の代表職を歴任しており、幅広い知識と経験から経営陣の業務執行を監査するとともに当社の重要な会議に出席し中立な立場で助言や調査等を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため、独立役員として適任であると判断しております。
臼田 浩義	・株式会社ポブラ社 取締役会長 ・独立役員に指定しております	主計部門を歴任した立場と経営者としての多岐にわたる経験から当社グループの財務及び会計に客観的で的確な監査を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため、独立役員として適任であると判断しております。
福村 久夫	・ムサシノ機器株式会社 社外監査役 ・ポッシュパッケージングテクノロジー株式会社 社外監査役 ・独立役員に指定しております	税理士としての豊富な専門知識と経験をお持ちであり、客観的かつ公平な立場に立った監査を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため、独立役員として適任であると判断しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役会の監査役会出席状況(2010年3月期:開催回数12回)
 後藤人三(12/12…100%)
 臼田浩義(9/12…75%)
 福村久夫(9/12…75%)
 監査役会の取締役会出席状況(2010年3月期:開催回数19回)
 後藤人三(19/19…100%)
 臼田浩義(11/19…58%)
 福村久夫(13/19…68%)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は2007年6月26日開催の第54期定時株主総会において役員報酬制度の見直しおよび報酬体系にストックオプション制度を組み込むことを承認いただき、これを受けて2008年6月25日開催の第55期定時株主総会においてその額および内容を決議いただき、この制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

代表取締役を除く取締役および監査役に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの状況
 第[2-1]回新株予約権
 割当日:2008年8月7日
 新株予約権の総数:70個(1個当たりの株式数100株)
 株式の種類および数:当社普通株式7,000株
 新株予約権の行使時の払込価額:1株当たり574円
 対象者および割当新株予約権の個数:取締役40名、監査役30名
 新株予約権の行使期間:平成22年8月1日から平成26年7月31日まで(4年間)

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

2009年度における報酬総額は次のとおりです。
 取締役:64,077千円(6名) うち社外取締役1,000千円(1名)
 監査役:13,800千円(3名) うち社外監査役13,800千円(3名)
 合計:77,877千円(9名)
 取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基準報酬額に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しております。
 各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理本部が対応を行っております。
 社外監査役へのサポートは、監査役室が対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

・現状の体制を採用している理由
 当社の取締役会は取締役5名、うち社外取締役1名で構成されております。
 社外取締役は経営に対して卓越した学識をお持ちの方であり、外部からの中立的な立場で職務を適切に遂行しております。
 また監査役会を構成する監査役3名は全員社外監査役であり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正な経営が行なわれているかどうかを、公平及び中立な立場で調査し、助言を行い、取締役会の職務遂行状況を監査しております。
 当社の企業規模、事業内容を考慮しますと、迅速・効率的な企業経営及び経営監視体制の確保において十分なガバナンス体制が整っていると考えております。

・社外取締役の役割と機能について
 当社は、1. 客観的見地による経営の透明性を追求し、2. 経営者として経験豊富な人物に、3. 公正中立な立場から経営に参画し評価していただくこと、4. これらのために当社の関係会社、大株主企業や主要な取引先の出身者ではないことを当社の基準として定義し、社外取締役選定の条件としております。

・現状の体制の概要

《業務執行》

取締役会は原則毎月1回の定時取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項などについて決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また専門性の高い業務執行については取締役会において執行役員を選任し、特定の業務執行を担当させております。
 経営者会議は取締役、執行役員、常勤監査役ならびに各部門の業務管掌部長により構成され、毎月1回経営者会議を開催し、業務執行や計画目標に対する進捗状況の確認、取締役会から委譲された経営に関する重要事項の審議などを行い、経営戦略の構築を図っております。

《監査》

監査役は、毎月1回監査役会を開催するほか、取締役会や経営者会議など重要な会議に出席し、経営トップと積極的な意見交換を行っております。また、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証や、子会社などへの実地監査などを行い会社の業務および財産の状況を通して取締役の業務執行の監査を行っております。
 監査役機能強化に向けた取り組みとしては、監査役会の活動をより円滑化するため社内に監査役室を置き、監査役を補助するための従業員を配置することによって充実した監査役監査を行うことができる体制を整えております。
 内部監査については、社長直轄の独立した内部監査室を設け、当社および当社グループの業務が、法令や企業理念、また社内規程に従って適性かつ効率的に遂行されているかなどについて内部監査を実施し、業務の改善に向けた助言や勧告等を行っております。

《会計監査》

当社は公認会計士桜友共同事務所の公認会計士肥沼栄三郎氏、同野中信男氏を選任して定期的な監査により法令に基づく会計監査の報告を受けるほか、会計上の問題について随時確認を行い、会計処理の適正化に務めております。監査業務の補助者は同事務所所属の公認会計士7名であり、意思表示に関する審査は、公認会計士桜友共同事務所に常置されている審査委員会において、有価証券報告書の監査業務に従事していない委員により実施されております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第57期定時株主総会は、株主総会開催日の20日前(2010年6月4日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第57期定時株主総会は、集中日(29日)の5日前(2010年6月24日)午後2時より開催いたしました。
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。 株主総会終了後、次年度経営方針説明会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末決算期に合わせて年2回決算説明会を開催しております。 代表取締役社長をはじめ各事業担当取締役が業績、今後の見通しなどを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、会社説明会資料、招集通知、TCL通信(株主通信)、財務データ(CSVファイル)などを掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	
その他	年4回株主通信「TCL通信」を発行し、会社の業績、製品・商品の紹介、トピックスなどを掲載しております。また株主への送付に関しては、株主確定日を年4回行い、より現実的な株主に対して配布を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程および企業行動憲章に明記し、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動は、ECOプロジェクト事務局が中心となり、全社規模で種々の使用削減策を展開しております。 社会貢献活動は、地元の地域活性化のための支援を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章にステークホルダーに対する情報提供等の基本方針を明記するとともに、重要な経営情報については適正に管理を行い迅速に開示いたします。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムに関する基本方針及びその整備状況
当社は次のとおり業務の適正を確保するための体制を定めております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての社員及び役員の実行規律として、企業倫理規程及び企業行動憲章を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。

この体制の徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部及び外部の第三者を用いた役員教育等を行う。内部監査室は、管理本部と連携し、各部署のコンプライアンス状況について随時監査を行い、定期的に監査役及び代表取締役へ報告するものとする。

万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、あるいは、その疑いのある行動に気づいた場合、相談及び直接情報提供を受ける窓口となる手段を構築することとする。また、通報内容は秘守するとともに、通報者に対して不利益とならないように配慮する。

2. 取締役会の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する事項

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内における文書管理規程、取締役会規程、稟議規程等に従い、文書または保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行うとともに、適正に管理するものとする。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に基づき厳格に管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクは常にどの部署においても発生するものと認識し、それぞれの担当部署において適宜リスク回避を行うことができるようにするため、経営危機管理規程に従い、管理体制の整備を進める。

また、法令の改正、事業環境の変化等に柔軟に対応すべく、取締役会においても速やかに対応責任者となるものを定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会において重要事項の決定及び執行役員が指示する業務執行状況の監査を行い、効率的に職務の執行が成されているかを検証する。

また取締役は、業務執行の階下組織である経営会議に出席し、業務執行の監督を行う。

業務の運営に関しては、年度計画に基づき各年度予算を立案し、また各部門においては、その目標達成に向けて具体的な戦略を立案・実行する。

5. 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループのセグメント別の事業責任者となる担当取締役を置き、法令遵守、リスク管理体制に関する構築と責任を持たせるとともに、本社管理本部と横断的なつながりを持ってこれを推進する。

業務の適正を確保する体制は、通常、内部監査規程、子会社管理規程等により行い、担当取締役が適宜その適正を確認する。

海外子会社においては、現地の法令及び慣習を尊重して行う。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、職務を補助するため監査役室を設置し、監査役室所属の社員に対して監査業務に必要な命令を下す権限を持つ。監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役室社員は、その命令に対し取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社は、経営会議で決議された事項、内部通報情報、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等、監査役から監査に必要な事項としてこれらの説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会において報告を行う。

8. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、年次監査計画の策定に当たり、会計監査人及び内部監査室と十分に調整を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担について監査役会で決定するだけでなく、定期的に代表取締役、会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を保ち、監査の達成を図る。

また監査役は、監査業務を適切に遂行するため、監査役会規程に則り重要な会議等に参加し、また稟議書その他の重要な書類の閲覧し、取締役及び社員から監査業務に必要とされる報告を求めることができる。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な企業活動を阻害する反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力および団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において反社会的勢力および団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、警察、暴力団追放連絡協議会、弁護士等の関係機関と連携関係を構築した組織体制を整備し、また情報収集を行い、社員および役員に対する啓蒙活動等により全組織をもって関係の排除に取り組むものとする。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動憲章」及び「内部統制システムに関する基本的な考え方」において反社会的勢力との関係遮断を表明しております。

《整備状況》

当社は「板橋地区暴力団追放連絡会」に入会するとともに、平時より警察当局との連携を保ち、情報収集と社内への周知により反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会および平成20年6月25日開催の第55期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を決議しております。なおその内容は次のとおりです。

◆当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「買収防衛策」といいます。)の概要

＜目的＞

当社の買収防衛策は、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

＜手続の設定＞

当社の買収防衛策は、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、買収防衛策に係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において買収防衛策の発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

＜新株予約権の無償割当てによる買収防衛策の発動＞

買収者が買収防衛策において定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

当社の買収防衛策に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

＜買収防衛策の合理性を高める仕組みの設定＞

当社の買収防衛策に従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

経営の監督と業務執行の監督を分離し、より迅速な経営を目指して、執行役員制度を導入しております。

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

○適時開示体制に係る当社の姿勢

当社は、株式会社大阪証券取引所が定める適時開示規則に則り、常に投資者の視点に立った誠実な情報開示に努めることを基本姿勢とし、開示すべき情報について当社適時開示規程(B-13)に沿って次のとおり執り行います。

○当社の各事業部門に係る重要な情報、決定事実、発生事実について

当該部門の管理責任者が情報をまとめて執行役員管理本部長に第一報を入れます。

グループ各社における重要情報の場合は、当該グループ会社を監督する当社の各部門管理責任者が同様に報告を行います。

執行役員管理本部長は、会社法、金融商品取引法などの法令や株式会社大阪証券取引所の定める適時開示規則等に基づき情報開示すべきかどうか検討します。

判断に窮するときは株式会社大阪証券取引所自主規制本部東京上場グループ東京上場管理チームの当社担当者に相談する場合があります。

適時開示が必要と判断した場合、適正であること、正確な情報に基づいていること等を再度検討したうえ、管理本部総務グループ担当者に開示資料作成の指示を出します。

執行役員管理本部長は、作成された開示資料を代表取締役社長に上申し、代表取締役社長は自ら招集する役員会議に諮り、決裁を受けます。

緊急に開示が必要となる場合は、代表取締役社長が各役員から決裁一任の承認を受けたのち決裁を行うと共に、当該案件に関する資料を各役員に配布することで役員間の情報共有を図ります。

会社の承認を得た開示情報は、執行役員管理本部長の指示により、IR室において速やかに開示いたします。

○決算情報、業績予想の修正(配当予想の修正を含む)について

管理本部経理グループ及び総務グループの当該担当者が中心となって、決算情報に係る開示書類を共同で作成します。

会計監査人による監査を受けたのち、執行役員管理本部長が取りまとめ代表取締役社長に上申し、代表取締役社長は自ら招集する役員会議に諮り、決裁を受けます。

会社の承認を得た開示情報は、執行役員管理本部長の指示により、IR室において速やかに開示いたします。

経理グループが決算数値をまとめる中で、当社が以前公表した業績予想数値に対して、適時開示規則に定めた基準を超える予想値が想定される場合は、社長室が数値の検証を行い、その結果を速やかに執行役員管理本部長に報告します。

報告を受けた執行役員管理本部長は、管理本部総務グループ担当者に開示資料作成の指示を出します。

執行役員管理本部長は、作成された開示資料を代表取締役社長に上申し、代表取締役社長は自ら招集する役員会議に諮り、決裁を受けます。

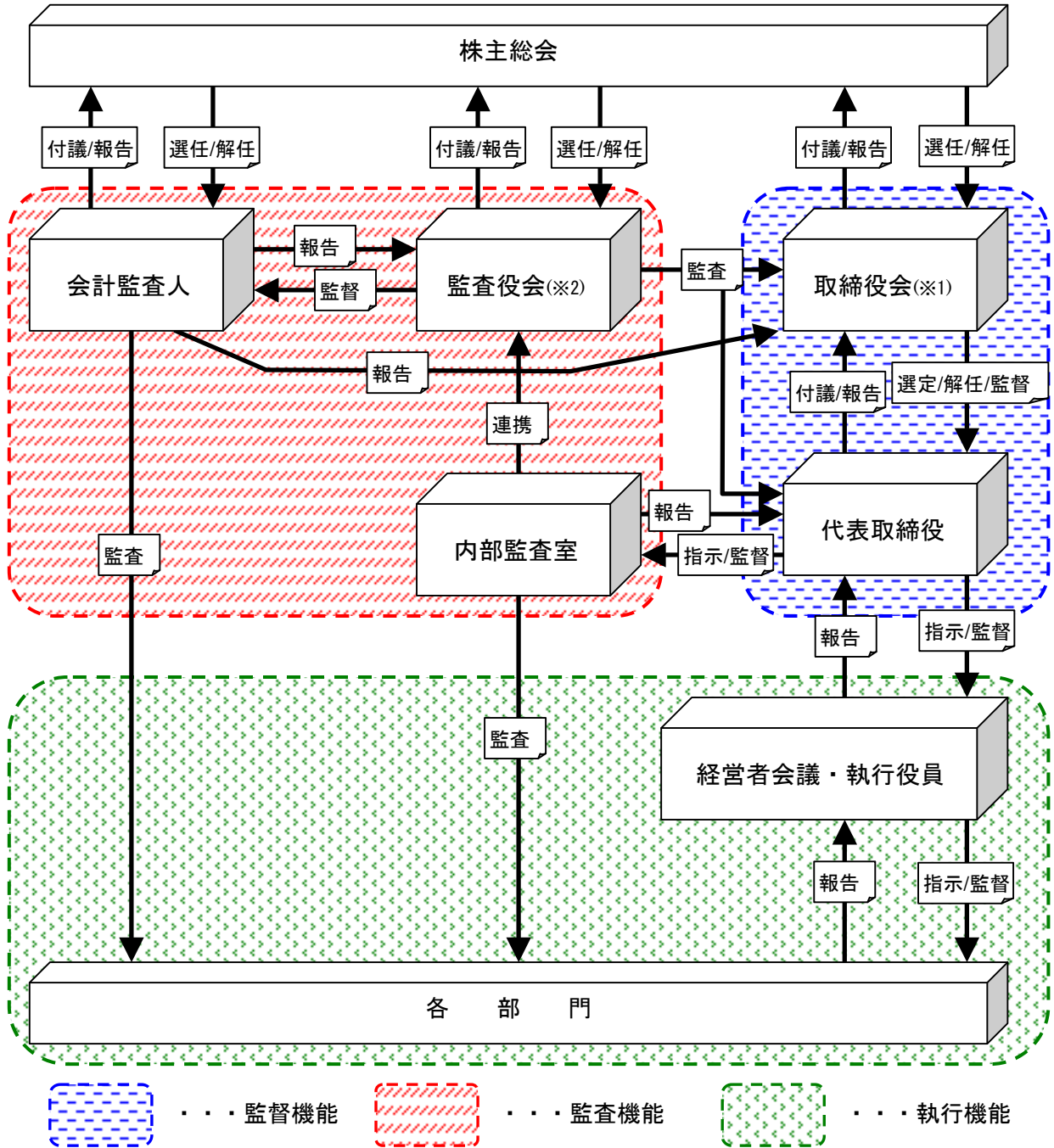
役員会議の招集に日時がかかる場合は、代表取締役社長が各役員から決裁一任の承認を受けたのち決裁を行うと共に、当該案件に関する資料を各役員に配布することで役員間の情報共有を図ります。

会社の承認を得た開示情報は、執行役員管理本部長の指示により、IR室において速やかに開示いたします。

○社内体制に伴う情報開示の流れ

別添、「適時開示体制の模式図」のとおりであります。

株式会社東京カソード研究所 模式図



(※1)…取締役全員5名のうち、社外取締役は1名であります。
 (※2)…監査役全員3名のうち、社外監査役は3名であります。

適時開示体制の模式図

